

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和46年3月24日条例第12号）第9条	駐車施設の附置の特例	交通政策課

1. 審査基準

- (1) 建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第3条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。
- (2) (1)に規定する駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ、同条例施行規則の定めるところにより、市長に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた当該駐車施設の位置及び規模を変更する場合も、同様とする。

なお、承認の申請は、同条例施行規則第2条の規定によるものとし、駐車施設設置（変更）承認申請書に次表に掲げる図面（他人の土地又は駐車のための施設を借り上げて駐車施設を設置する場合にあっては、同表に掲げる図面及び当該土地又は駐車のための施設の使用に関する権利を証する書類）を添えて提出して行わなければならない。

表 同条例施行規則第2条の既定による図面

種別		明示すべき事項
駐車施設	付近見取図 (縮尺10,000分の1以上)	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに駐車施設を附置すべき建築物の位置
	配置図 (縮尺300分の1以上)	縮尺、方位、敷地及び施設の形状及び規模、車路及びその幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	平面図 (縮尺200分の1以上)	縮尺、駐車区画並びに車路及びその幅員
駐車施設を附置すべき建築物	配置図 (縮尺300分の1以上)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺200分の1以上)	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

2. 標準処理期間は、14日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。